2　前項の指定関数（S[x]）とは、以下に定める関数をいう。

$$S[L]=\begin{cases} L & (L\leq K_{IRB}\text{のとき}) \\ K_{IRB}+K[L]-K[L_{IRB}]+(d\cdot K_{IRB}/20)\left(1-e^{20(K_{IRB}-L)/K_{IRB}}\right)(K_{IRB}<L\text{のとき}) \end{cases}$$

$$h=(1-K_{IRB}/\underline{LGD})^{N}$$

$$c=K_{IRB}/(1-h)$$

$$\nu=\frac{(\underline{LGD}-K_{IRB})\,K_{IRB}+0.25\,(1-\underline{LGD})\,K_{IRB}}{N}$$

$$f=\left(\frac{\nu+K_{IRB}{}^{2}}{1-h}-c^{2}\right)+\frac{(1-K_{IRB})\,K_{IRB}-\nu}{1000\,(1-h)}$$

$$g=\frac{(1-c)\,c}{f}-1$$

$$a=g\cdot c$$

$$b=g\cdot(1-c)$$

$$d=1-(1-h)\cdot(1-Beta\,[K_{IRB}\,;a,\,b])$$

$K[L]=(1-h)\cdot((1-Beta\,[L\,;a,\,b])L+Beta\,[L\,;a+1,\,b]\,c)$.

この式において、Beta［L；a，b］、K_{IRB}、N及びLGDは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Beta［L；a，b］　Lで評価したパラメーターa及びbをもつ累積ベータ分布

K_{IRB}　次条の規定により算出した裏付資産の所要自己資本率

N　第二百三十九条の規定により算出したエクスポージャーの実効的な個数

LGD　第百五十条第五項又は第二百四十条の規定により算出した裏付資産の加重平均LGD

3　第一項の規定により算出された値が千二百五十パーセント以上である場合、当該証券化エクスポージャーは自己資本控除とする。

4　前項の規定により自己資本控除とされた証券化エクスポージャーについて個別貸倒引当金又は裏付資産に係る購入債権のディスカウント部分（返金を要しないものに限る。）がある場合には、自己資本控除の額は、それらの額を減額した額とすることができる。

（所要自己資本率（K_{IRB}））

第二百三十六条　前条第二項の「所要自己資本率（K_{IRB}）」とは、裏付資産のエクスポージャーの総額に対して裏付資産の期待損失額及び信用リスク・アセットの八パーセントの合計額が占める割合を小数で表したものをいう。

2　所要自己資本率の算出に当たっては、証券化取引に関係する証券化目的導管体の全資産を裏付資産として扱う。

3　所要自己資本率の算出に当たっては、裏付資産に適用される信用リスク削減手法の効果を勘案することができる。

4　所要自己資本率の算出のために裏付資産の所要自己資本の額及び裏付資産のエクスポージャーの総額を算出するに当たって、裏付資産のエクスポージャーに対する個別貸倒引当金及び購入債権のディスカウント部分（返金を要しないものに限る。）を勘案してはならない。

（信用補完レベル（L））

第二百三十七条　第二百三十五条第一項第二号ロの「信用補完レベル」とは、裏付資産のエクスポージャーの総額に対して、所要自己資本の額の計算の対象となる証券化エクスポージャーに劣後する証券化エクスポージャーの総額が占める割合を小数で表したものをいう。

2　信用補完レベルを計算するに当たって、個別のトランシェを対象とした信用補完の効果を勘案してはならない。

3　信用補完レベルを計算するに当たって、証券化取引に伴い増加した自己資本及び信用補完機能を持つI／Oストリップスを計算に含めてはならない。

4　所要自己資本率の算出の対象となる証券化エクスポージャーに劣後する金利スワップ及び通貨スワップのエクスポージャーの額は、当該エクスポージャーの現在価値が測定可能な場合に限り、劣後する証券化エクスポージャーとして扱うことができる。ただし、当該現在価値が零を下回る場合は零として扱う。

5　信用補完レベルを計算するに当たって、裏付資産からのキャッシュ・フローを蓄積させた準備金であって、所要連結自己資本率の算出の対象となる証券化エクスポージャーに劣後するものは、劣後する証券化エクスポージャーとして扱うことができる。

（エクスポージャーの厚さ（T））

第二百三十八条　第二百三十五条第一項第二号イの「エクスポージャーの厚さ」とは、裏付資産のエクスポージャーの総額に対して当該証券化エクスポージャーの額が占める割合を小数で表したものをいう。

2　第四十六条から第五十四条までの規定は、エクスポージャーの厚さを計算するに当たって、金利スワップ又は通貨スワップから生じるエクスポージャーを計算する場合について準用する。この場合において、これらの規定中「標準的手法採用最終指定親会社」とあるのは、「内部格付手法採用最終指定親会社」と読み替えるものとする。

（エクスポージャーの実効的な個数（N））

第二百三十九条　第二百三十五条第二項の「エクスポージャーの実効的な個数」とは、次に掲げる算式により算出される値をいう。

$$N=\frac{(\sum_{i}EAD_{i})^{2}}{\sum_{i}EAD_{i}^{2}}$$

EAD_iは、裏付資産に含まれる第i番目のエクスポージャー（同一債務者に対する複数のエクスポージャーは一のエクスポージャーとみなす。）のEAD

2　証券化エクスポージャーを裏付資産とする証券化エクスポージャーの実効的な個数を前項に掲げる算式により算出する場合は、当該裏付資産である証券化エクスポージャーのEADを用いる。

3　裏付資産のうち最も大きいエクスポージャーのEADの当該裏付資産総額に占める割合（C_1）が明らかな場合は、第一項に掲げる算式に代えて、次に掲げる算式を用いてエクスポージャーの実効的な個数（N）を算出することができる。

$$N=\frac{1}{C_{1}}$$

（裏付資産の加重平均LGD（LGD））

第二百四十条　第二百三十五条第二項の「裏付資産の加重平均LGD」とは、次に掲げる算式により算出される値をいう。

$$\underline{LDG}=\frac{\sum_{i}LGD_{i}\cdot EAD_{i}}{\sum_{i}EAD_{i}}$$

LGD_iは、第i番目のエクスポージャー（同一債務者に対する複数のエクスポージャーは、一のエクスポージャーとみなす。）のLGD

2　購入債権を裏付資産とする証券化エクスポージャーについては、前項の規定にかかわらず、LGDを第百五十条第五項に掲げる算式により算出される値とする。